

地盤改良工（中層混合処理）（積算編）

秋田県 ICT 活用モデル工事（地盤改良工）（中層混合処理）実施要領（積算編）

1. 適用範囲

- 1-1 本資料は、ICT による地盤改良工（以下、地盤改良工（ICT））のうち、粘性土、砂質土、シルト及び有機質土等の軟弱地盤を対象として行う中層混合処理工（ICT）に適用する。
 施工方式はスラリー噴射方式の機械攪拌混合とする。
 改良形式は全面改良とし、改良深度 2m を超え 13m 以下の陸上施工に適用する。
 積算にあたっては、土木工事標準積算基準書（以下、「積算基準」）により行うこととする。
 ・中層混合処理工

- 1-2 この実施要領（積算編）は、秋田県建設部が所管する建設工事に適用する。

2. 機械経費

2-1 機械経費

中層混合処理工（ICT）の積算で使用する ICT 建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。
 なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表（秋田県）」によるものとする。

① 中層混合処理工（ICT）

ICT 建設機械名	規格	機械経費	備考
中層混合 処理機 トレンチャ式	[ベースマシン] 20t(山積 0.8m ³)級バックホウ [攪拌混合装置] 改良深度（標準）5m [施工管理装置] 1 ヒースプーム用	損料にて計上	ICT 建設機械経費加 算額は別途計上
	[ベースマシン] 30t(山積 1.4m ³)級バックホウ [攪拌混合装置] 改良深度（標準）8m [施工管理装置] 1 ヒースプーム用		
	[ベースマシン] 40t(山積 1.9m ³)級バックホウ [攪拌混合装置] 改良深度（標準）10m [施工管理装置] 1 ヒースプーム用		
	[ベースマシン] 40t(山積 1.9m ³)級バックホウ [攪拌混合装置] 改良深度（標準）13m [施工管理装置] 2 ヒースプーム用		

2-2 ICT 建設機械経費加算額

ICT 建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費で示す ICT 建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

(1) 中層混合処理工 (ICT)

対象建設機械：中層混合処理機トレンチャ式

損料加算額：48,000 円/日

2-3 その他

ICT 建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

2-3-1 保守点検

ICT 建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。

(1) 中層混合処理 (ICT)

$$\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.05(\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量(m3)}}{\text{作業日当り標準作業量 (m3/日)}}$$

(注) 作業日当り標準作業量は「第 I 編第 14 章その他④作業日当り標準作業量」の標準作業量による。

(注) 施工数量は、ICT 施工の数量とする。

2-3-2 システム初期費

ICT 施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。

(1) 中層混合処理工 (ICT)

対象建設機械：中層混合処理機トレンチャ式

費用：1,150,000 円/式

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

中層混合処理工 (ICT) における、ICT 建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

5. 土木工事標準積算基準書（秋田県）に対する補正

5-1 作業日当り標準作業量の補正

中層混合処理工 (ICT) を実施する場合、作業日当り標準作業量に対して **1.03** を乗じる。
(小数第2位止め、四捨五入)

※変更積算については実際に ICT 施工による数量についてのみ補正するものとする。

5-2 単価表の補正

積算基準の「6. 単価表（1）中層混合処理工100m³当り単価表」にて建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT 建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

名称	規格	単位	数量	指定事項
ICT 建設機械経費加算額		日	100/D	機械賃料数量 1.53

（注）D：1日当り作業量（m³/日）

6. 諸雑費

中層混合処理工（ICT）を実施する場合、諸雑費率を乗じる合計額に、ICT 建設機械経費加算額は含めない。

附 則（令和2年9月8日技管－296）

この実施要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年9月9日技管－330）

この実施要領は、令和3年10月1日から施行する。